◆秋田県国土強靱化地域計画の概要◆

第1章 秋田県国土強靭化の基本的考え方

◆災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害を想定しながら、起きてはならない「最悪の 事態」をもたらすおそれがある「脆弱性」を減らすため事前に取り組むべき施策を考える

- 1 策定の趣旨及び位置づけ
 - 〇 平成 25 年 12 月「国土強靱化基本法」の公布・施行、平成 26 年 6 月「国土強靱化基本計画」が閣議決定
- 〇 地方公共団体は、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、法第 13 条の「国土強靱化地域計画」を策定できる
- 〇 国土強靱化地域計画は、基本計画との調和を必要とし、本県の国土強靱化に係る各種計画等の指針となる
- 2 計画の策定手順
 - 〇 国の『地域計画策定ガイドライン』STEP1~5に基づき策定

STEP1 目標の明確化 STEP2 起きてはならない 最悪の事態等の設定 STEP3 脆弱性評価 STEP4 推進方針の検討 STEP5 施策の重点化

〇 基本目標

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- ④ 迅速に復旧復興がなされる とともに、本計画の推進を通じて
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

〇 基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取組姿勢 狭い意味での「防災」の範囲を超えてあらゆる側面から現状を分析、長期的な視野など
- (2) 適切な施策の組み合わせ ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助の適切な組み合わせなど
- (3) 効率的な施策の推進 施策の重点化、施設の効率的な維持管理など
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進 地域の活性化やコミュニティの機能強化、要配慮者への配慮など

第2章 脆弱性評価

- 想定するリスク・・「大規模自然災害全般」(国の基本計画と同様)
- 2 脆弱性評価 ・・7つの「事前に備えるべき目標」のもと、27の「起きてはならない最悪の事態」 を回避するための本県施策の進捗状況・課題等を評価・分析

第3章 推進方針

1 推進方針の策定 〇脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、施策の推進方針を検討・整理 〇併せて8つの施策分野に施策を分類して取りまとめ

第4章 計画の推進・進捗管理

- 1 施策の重点化最悪の事態ごとに施策
- **2 計画期間** 平成32年度まで

を重点化

- 3 進捗管理
 - 〇指標・内容の両面から 毎年度、進捗管理
 - ○必要に応じて見直し

大規模自然災害が原因となる27の「起きてはならない最悪の事態」

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
大規模自然災害全	図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 大規模津波等による死傷者の発生
		1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
		1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
		2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
	ても、生活・栓済沽動に必要な ライフラインや情報通信機能等	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態
		4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
	を確保するとともに、これらの 早期復旧を図る	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
	MEITELLO	4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
	あっても、経済活動を機能不全 に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		5-2 石油コンビナート、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	6. 制御不能な二次災害を発 生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	あっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
		7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

弱 性 評 価 最 悪 ഗ 事 を 避 す る た め の 策 മ 分 析

価

進

方

針

の

策

定

「最悪の事態」ごとに重点施策を選定

(1-1) 〇住宅の耐震化 〇公共特定建築物の耐震化

(1-2) 〇海岸保全施設の整備・老朽化対策 〇河川堤防等の耐震化

○津波ハザードマップの作成 ○津波避難計画の策定

(1-3) 〇河川改修等の治水対策 〇河川·ダム関連施設の老朽化対策 〇洪水浸水想定区域の指定 〇洪水ハザードマップの作成

○津波避難勧告等の判断基準等の策定(水害・高潮)

(1-4) 〇火山ハザードマップの作成 〇噴火時等の避難計画の策定

〇土砂災害対策施設の整備・老朽化対策 〇土砂災害警戒区域等の指定

○土砂災害ハザードマップの作成 ○避難勧告等の判断基準等の策定(土砂災害)

(1-5) 〇道路除雪等による冬期の交通確保

〇雪下ろし事故防止対策 〇克雪化住宅の普及促進

(1-6) 〇県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 〇県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保

(1-7) 〇市町村による複数の情報伝達手段の整備等

〇自主防災活動の充実・強化 〇自主防災アドバイザーの派遣等

〇学校における防災教育の充実

(2-1) 〇共同備蓄物資の整備 〇民間事業者との物資調達協定の締結

○物資集積拠点の指定 ○物資の輸送等マニュアルの策定・運用 (2-2) ○孤立するおそれのある地区の現状把握 ○通信手段の確保

○孤立予防対策(治水対策、土砂災害対策施設の整備、道路施設の防災・老朽化対策)

〇自家発電機など電力の確保 〇緊急物資の備蓄

(2-3) 〇警察施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保) 〇消防施設の機能維持 〇消防団への加入促進

(2-4) 〇指定緊急避難場所、指定避難所の指定等

(2-5) 〇災害医療コーディネーターの配置 〇災害派遣医療チームの配置

(2-6) 〇市町村の健康危機管理能力の向上

(3-1) 〇市町村の業務継続体制の強化

〇県庁舎の耐震性の強化 〇県庁舎の非常用電源等の確保

(4-1) 〇高速道路・幹線道路等の整備、道路施設の防災・老朽化対策

○港湾·空港·漁港·鉄道施設の防災·老朽化対策 (4-2) ○災害時における石油類燃料の確保

(4-3) 〇水道施設の耐震化

(4-4) 〇下水道施設の耐震化・老朽化対策

〇農業集落排水施設の老朽化対策 〇合併浄化槽への転換促進

(4-5) 〇停電時の信号機滅灯対策

(5-1) 〇企業における業務継続体制の強化

(5-2) 〇石油コンビナート防災計画の見直し

〇コンビナート防災訓練の実施

(6-1) 〇河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策 〇ため池ハザードマップの整備 〇農業用ため池の整備

(6-2) 〇農業水利施設の保全管理 〇森林整備 〇治山対策

(7-1) ○災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 ○災害廃棄物の処理体制の整備

(7-2) ○災害対応に不可欠な建設業との連携 ○建設産業の担い手の確保・育成

〇災害ボランティアセンターの設置・運営 〇災害ボランティアコーディネーターの養成

(7-3) 〇元気ムラ活動への支援 〇共助組織の立ち上げ支援

○秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化